

浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業経営対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金等交付要綱（令和元年5月20日付け農戦第83号経済産業部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浜松市人・農地プラン...地域の将来像や地域の中心となる経営体等について話し合い等により計画・作成されたものをいう。
- (2) 基金協会...実施要綱第3の2の事業において交付の対象となる静岡県農業信用基金協会をいう。
- (3) 融資主体型補助事業...浜松市人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が付加価値額の拡大などの農業経営の発展に意欲的に取り組み、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、農業用機械、施設等の導入に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について補助を行う事業をいう。
- (4) 追加的信用供与補助事業...プロジェクト融資が円滑に行われるように機関保証の活用を図るため、(3)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について補助を行う事業をいう。
- (5) 申請者...第4条により補助金の交付を受けようとする者、又は、第6条の決定により補助金の交付を受けることが決まった者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 この要綱による補助の対象及び補助率は、別表のとおりとする。

(経営体調書の提出)

第4条 申請者は、市長に対し、希望する事業毎に担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書(実施要綱の別紙様式第1号別添2をいう。以下「経営体調書」という。)に必要な書類を添付して市長が定める期日までに提出しなければならない。なお、根拠書類の精査を行うため、原則面談により提出するものとする。

2 市長は、県要綱第4の(3)に基づく県知事からの承認を受けた場合には、前項の規定により経営体調書の提出があった者に対して、承認に係る経営体調書の内容を通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者及び基金協会は、市長に対し、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 交付申請書(ただし、融資主体型補助事業の場合は、様式第1号。追加的信用供与補助事業の場合は、様式第2号。)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 市税納付・納入確認同意書(様式第4号)

(4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合)

(6) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的及び内容により市長が必要がないと認めるときは、第1項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場

合は、交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が市税を完納していることをその要件とする。

（着工）

第7条 事業の着工は原則として前条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、申請者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した指令前着工届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 申請者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（様式第8号）により、市長に提出しなければならない。

（状況報告及び立入検査等）

第8条 市長は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して当該事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又はその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査、若しくは関係者に質問することができる。

（事業の遂行等の指示等）

第9条 市長は、申請者が提出する報告等により、その者の事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、申請者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

（概算払の申請）

第10条 申請者は、規則第16条第2項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払承認申請書（様式第9号）に資金状況調べ（様式第10号）を添付し、市長に提出しなければならない。

（概算払の承認）

第11条 市長は、前条に基づく概算払の申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、概算払承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（概算払いの請求）

第12条 申請者は、前条により承認を受けたときは概算払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 13 条 申請者は、事業内容又は経費の配分を変更しようとする場合、又は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認申請書 (ただし、融資主体型補助事業の場合は、様式第 13 号。追加的信用供与補助事業の場合は、様式第 14 号。)
- (2) 変更収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) 消費税等相当額報告書 (様式第 15 号) ただし、該当者のみ

2 市長は、前項に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、変更承認通知書 (様式第 16 号) を申請者に対し通知するものとする。

(竣工)

第 14 条 申請者は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届 (様式第 17 号) により、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 申請者は、事業が完了したとき (事業の廃止の承認を受けたときを含む。) は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書 (ただし、融資主体型補助事業の場合は、様式第 18 号。追加的信用供与補助事業の場合は、様式第 19 号。)
- (2) 収支決算書 (様式第 3 号)

(交付の確定)

第 16 条 市長は、前条に基づく報告を受けたときはこれを審査し、適当であると認める場合は、交付確定通知書 (様式第 20 号) を申請者に対し通知するものとする。なお、審査にあっては現地検査等により事業の実態を調査するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による通知を受けた後、速やかに請求書 (様式第 21 号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に基づく請求書の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

(目標達成状況等の報告)

第 18 条 申請者は、事業完了後から目標年度までの間、経営体調書に定められた成果目標

の達成状況を報告するため、毎年4月末までにその直前1年間の目標達成状況報告書（様式第22号）に根拠となる書類及び農業経営指標に基づく自己チェックシートを添付して、市長に提出しなければならない。ただし、目標年度において達成すべき目標に達していない場合は、目標年度終了後も報告書を提出するものとする。

- 2 申請者は、当該補助金による事業の減価償却期間が終了するまでの間、事業が適正に使用されていることを報告するため、毎年4月末までにその直前1年間の利用報告（様式第23号）及び利用日誌（様式第24号）を、市長に提出しなければならない。

（細目）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成29年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行し、令和元年度から令和2年度までの補助金に適用する。

別表

交付の対象		補助率等
事業	経費	
融資主体型補助事業	実施要綱別記第1の4の(1)のイによる申請者が自らの経営において使用するために同ウの事業に要する経費	予算の範囲内において経費の欄に掲げる経費の2分の1以内 助成対象者ごとの上限額は、法人については3,000万円、それ以外の者については1,500万円とする
追加的信用供与補助事業	実施要綱別記第1の4の(2)によるプロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費(プロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の合計額)	予算の範囲内において経費の欄に掲げる融資額の15分の1

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

下記のとおり事業を実施したいので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

2 補助金額 金 _____ 円

3 整備内容及び経費の内訳

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。

整備地番又は保管場所の地番: _____

4 成果目標

項目	現状(計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

5 事業完了(予定)年月日 年 月 日

添付書類

- 1 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
- 2 収支予算書
- 3 市税納付・納入確認同意書
- 4 暴力団排除に関する誓約書

様式第2号(第5条関係)

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 交付申請書
(追加的信用供与補助事業)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

組織名

静岡県農業信用基金協会

代表者氏名

下記のとおり事業を実施したいので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象 融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
青年等就農資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

収支予算書（ 変更収支予算書、収支決算書 ）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		算出の基礎等
			増	減	
合 計					

（2）支出の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		算出の基礎等
			増	減	
合 計					

変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

生年月日 年 月 日 生

(法人の場合) 設立年月日 年 月 日 設立

下記の補助金交付手続きに伴い、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、市において、申請者の市税の納付・納入状況について確認し、必要に応じて確認内容を申請者へ報告することに同意します。

記

申請補助金 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金

以上

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- 2 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員等と密接な関係を有する者
- 4 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

様

浜松市長

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金
について、下記のとおり条件を付して決定します。

記

交付決定額

金		百万			千			円
---	--	----	--	--	---	--	--	---

条件

- 1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助事業の完了により当該申請者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。
- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数等に相当する期間(大蔵省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 7 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

指令前着工届

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付けで申請をした事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき提出します。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から助成金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	指令前着工の理由

様式第 8 号 (第 7 条関係)

着工届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり着工したため、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき提出します。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
所在地	
契約年月日	
完了予定年月日	

工程表等を必要に応じて添付すること。

様式第9号(第10条関係)

浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 概算払承認申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号交付決定のあった事業について、下記のとおり概算払を受けるため、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

金 円

3 概算払を必要とする時期

添付文書

1 資金状況調べ

資金状況調べ

(単位 : 円)

区分	収 入				支 出				差引 残額
				計				計	
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様

浜松市長

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金
に関わる概算払承認申請について審査した結果、適当であると認められるため、下記のとおり承認し
ます。

記

1 概算払をする金額

金		百万			千			円
---	--	----	--	--	---	--	--	---

2 概算払をする時期

月

月

年度浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 概算払請求書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)
 経営体名
 代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

整備内容	補助金	既受領額		今回請求額		残額		整備事業 完了予定 年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

< 補助金の振込先口座 >

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金										店・所			出張所		
	金融機関コード															
	預金・貯金 の種類		普通預金・当座預金					口座番号								
	郵便局	記号						(当座) 番号								
口座名義人		(ふりがな)														
		氏名														

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金
 変更承認申請書 / 変更承認及び追加交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

2 整備内容及び経費の内訳

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。

整備地番又は保管場所の地番： _____

3 成果目標

項目	現状（計画時）	1年度目 （年度）	2年度目 （年度）	目標年度 （3年度目）

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

添付書類

1 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（変更）

2 変更収支予算書

変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

補助金の額が増額する場合は本文に、「あわせて補助金 円を追加交付されたく申請する。」と追記すること。

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与補助事業）
補助金変更承認申請書 / 変更承認及び追加交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

組織名 静岡県農業信用基金協会

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象 融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
青年等就農資金				
その他の資金				
合計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

補助金の額が増額する場合は本文に、「あわせて補助金 円を追加交付されたく申請する。」と追記すること。

年度 消費税等相当額報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定のあった事業について、消費税相当額が発生したため、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 _____ 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 _____ 円

記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 助成対象者が消費税法第60条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[_____]

消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[_____]

記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 助成対象者が消費税法第60条第 4 項に定める法人等である場合は同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様

浜松市長

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金 変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金について、下記のとおり承認したので通知します。

交付決定額 (変更後)

		百万			千			円
金								

条件

- 1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助事業の完了により当該申請者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかななければならない。追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了 (保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。) するまで、保存しなければならない。
- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却期間の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数等に相当する期間 (大蔵省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間) 内において、市長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 7 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

様式第 17 号 (第 14 条関係)

竣工届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり竣工したため、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき提出します。

記

整備内容 (機械・施設等名)	
事業費 (円)	
所在地	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
竣工検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	

必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

年度浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について下記のとおり実施したので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 事業の目的（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

2 整備内容及び経費の内訳(実績)

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 年月日	竣工 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。

整備地番又は保管場所の地番： _____

3 成果目標

項目	現状（計画時）	1年度目 （ 年度）	2年度目 （ 年度）	目標年度 （3年度目）

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

融資機関等からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類、整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認し得る書類を添付すること。

様式第19号（第15条関係）

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与補助事業）
補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象 融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
青年等就農資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書面を添付すること。

様

浜松市長

年度 浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた、浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金を下記のとおり確定します。

交付確定額

金		百万			千			円
---	--	----	--	--	---	--	--	---

様式第 21 号 (第 17 条関係)

請 求 書

金 円

年 月 日付け 第 号をもって交付確定を受けた浜松市担い手確保・経営強化支援事業費補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

< 補助金の振込先口座 >

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金										店・所				出張所					
	金融機関コード																			
	預金・貯金 の種類			普通預金・当座預金					口座番号											
	郵便局	記号						(当座) 番号												
口座名義人		(ふりがな)																		
		氏 名																		

目標達成状況報告書 (年度実績)

No	経営体名	地区名 (中央・西・北・浜北・天竜)
		地区

成果目標の達成状況

事業 実施 年度	項目	現状	成果目標	取組み内容 (目標達成のために取り組んだことを具体的に記入してください。)
			実 績	

【未達成のある方は裏面の記入をお願いします】

取組に対する振り返り

未達成の理由（目標が未達成の場合は、その理由を目標ごとに具体的に記入してください。）

例）秀品率向上を目標とし、未達成の理由が「天候による」は不可。前年度等と比較し、天候がどのように影響したか具体的に記入。

目標達成に向けた改善措置と達成見込み時期

未達成となった理由を踏まえ、目標達成のために取り組む内容等と、その結果達成する見込みの時期を目標ごとに記入。時期は「 年 月頃」又は「 ヶ月後」等とする。

担い手確保・経営強化支援事業 機械・施設 利用報告 (年度)

	名前	住所	代表者

1 導入機械・設備 (年度導入)

事業内容	作業内容	保管場所	取得年月日

2 利用計画

作業項目	作業内容	作業時期	摘要
別紙計画書のとおり			

3 利用実績

年度	年度	期間	年 4 月 1 日 ~		年 3 月 31 日
月	作業項目	作業内容	時期	日数	作業面積
4		作業内容 ()			
5		作業内容 ()			
6		作業内容 ()			
7		作業内容 ()			
8		作業内容 ()			
9		作業内容 ()			
10		作業内容 ()			
11		作業内容 ()			
12		作業内容 ()			
1		作業内容 ()			
2		作業内容 ()			
3		作業内容 ()			
合 計			年間		
			回		

